

# 規制の事前評価書

法令案の名称：金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案

規制の名称：公開買付制度及び大量保有報告制度の見直し

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：金融庁企画市場局企業開示課

評価実施時期：令和7年3月14日

## 1 規制の必要性・有効性

### 【新設・拡充】

#### <法令案の要旨>

- 金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、公開買付制度の対象とならない取引の範囲を定めるほか、大量保有報告書の提出義務の対象となるデリバティブ取引の要件を定める等の所要の規定の整備を行う。

#### <規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

##### (1) 公開買付制度

###### (公開買付制度の対象取引について)

- 公開買付制度は、一定の証券取引について公開買付けの実施を義務付けているもので、その趣旨は、会社支配権等に影響を及ぼすような証券取引の透明性・公正性を確保する観点から、これらの証券取引に関する情報開示と株主の平等取扱いを求める点にある。
- 現状、公開買付制度においては、議決権の所有割合が3分の1<sup>\*</sup>を超えている者は、原則として1株でも追加で買付け等をするためには公開買付けが必要になるが（3分の1ルール）、60日間に10名以内から行う市場外取引で、既に議決権の50%超を所有している者が議決権の3分の2までの範囲で買付け等を行う場合は例外として公開買付制度の適用除外となっている。  
※ 金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律により、30%に引き下げられる。
- しかしながら、公開買付制度においては、議決権の所有割合が3分の1を超えた後の株券等の取得においても支配力が漸進的に強まっていくことを前提にしており、上記の例外は、例えば51%と65%の保有率では支配力に明瞭な差異があるにもかかわらず、そのような社会経済実態に即していないとの指摘がある。

##### (2) 大量保有報告制度

###### (現金決済型エクイティ・デリバティブ取引について)

- 大量保有報告制度は、株券等の大量保有に係る情報が「経営に対する影響力」や「市場における需給」の観点から重要な情報であることから、当該情報を投資者に迅速に提供することにより、市場の透明性・公正性を高め、投資者保護を図ることを目的として、株券等の大量保有者に対して一定の開示を求める制度である。
- 現金決済型のエクイティ・デリバティブ取引であっても、現物決済型のエクイティ・デリバティブ取引に変更することを前提としている事例や、そのようなポジションを有することをもって発行会社にエンゲージ

ジメントを行う事例なども存在し、これらの事例については大量保有報告制度に基づく情報開示を求めるべきとの課題が指摘されている。

- ・ しかしながら、現状の大量保有報告制度のもとでは、現金決済型のエクイティ・デリバティブ取引のロングポジションを保有するのみでは、基本的に大量保有報告制度の適用対象にならないと考えられており、このままでは当該課題を解消することはできない。

## ＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

### （１）公開買付制度

#### （公開買付制度の対象取引について）

- ・ 既に議決権の 50%超を所有している者が議決権の 3 分の 2 までの範囲で行う買付け等についての公開買付制度の適用除外を廃止する。

### （２）大量保有報告制度

#### （現金決済型エクイティ・デリバティブ取引）

- ・ 取引の相手方から現物の株券等を取得すること、デリバティブ取引のポジションを示して重要提案行為等を行うこと又は取引の相手方が有する議決権に影響を及ぼすことを目的とする現金決済型のデリバティブ取引を大量保有報告制度の適用対象とする。

## 【緩和・廃止】

### ＜法令案の要旨＞

- ・ 金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、僅少な買付け等に関する適用除外の具体的な内容、公開買付制度において所有割合の合算等が求められる者（特別関係者）及び大量保有報告制度において保有割合の合算が求められる者（共同保有者）の範囲を定めるほか、金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」報告を踏まえ、公開買付制度を柔軟化する。

### ＜規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因＞

#### （１）公開買付制度

##### （僅少な買付け等に関する適用除外について）

- ・ 金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律では、市場内取引（立会内）についても、公開買付制度の 3 分の 1 ルールの対象とすることとしつつ、制度の目的に照らして過剰な規制とならないよう、既に議決権の 30%超を所有している者が行う買付け等のうち、株券等の数又は買付け等の価格の総額が著しく少ない場合として政令で定める場合であって、買付け等の後における所有割合が政令で定める割合以上とならない等の要件を満たす場合には、公開買付けを不要とすることとされた。

##### （特別関係者について）

- ・ 公開買付制度上、特別関係者に該当する場合、公開買付けの可否に係る閾値を超えるか判断する際に、当該特別関係者の保有分を合算する必要があるほか、公開買付期間中、公開買付者と同様の規制が課されることがある。現状では、買付者と親族関係、資本関係等の一定の関係がある場合には特別関係者に該当することとされている（形式的特別関係者）。
- ・ しかしながら、近時の社会環境の変化等を踏まえると一定の関係がある場合であっても買付者と議決権等に関する方針が合致しない場合もあり、当然に特別関係者として取り扱うべき必要性が必ずしも高くない場面も存在するところ、上記のとおり、市場内取引（立会内）を公開買付制度の対象としたことも踏まえ、規

制の範囲が過剰に拡大することを防止する必要がある。

#### (金融商品取引業者等による顧客からの買付け等について)

- ・ 現状では、多数の者（60日間で10名超）から買付け等を行い、買付け等後の株券等所有割合が5%超となる場合には、公開買付けによらなければならないこととされている（5%ルール）。
- ・ しかしながら、日常の営業活動等において反復継続的に株券等の売買を行っている金融商品取引業者等の売買取引を過度に制限している面があるため、規制の趣旨に照らして適切な範囲において、適用対象とならない取引の範囲を明確化すべきとの指摘がある。

#### (公開買付制度の柔軟化等について)

- ・ 現状の公開買付制度は、公開買付けの条件等について各種規制を設けているが、これらの各種規制について、実質的な観点から個別事案ごとに例外的な取扱いを許容するような制度は設けられていない。
- ・ このような制度の下では硬直的な運用を招きかねないとして、実質的な観点から個別事案ごとに例外的な取扱いを許容するような制度を設けるべきとの指摘がある。
- ・ また、現状の公開買付制度は、公開買付期間中に対象会社が配当を実施した場合であっても、公開買付者は公開買付価格を引き下げることができず、当該配当の額が一定規模以上の場合に限り公開買付けを撤回することができるにとどまる。このような制度は、配当が行われるリスクを公開買付者に不合理に負担させかねないとの指摘がある。

## (2) 大量保有報告制度

#### (協働エンゲージメントに関する共同保有者の特例について)

- ・ 現状では、株券等の保有者と株主としての議決権その他の権利に関する合意等をしている者は、共同保有者に該当することとされており、その保有分を合算して大量保有報告書を提出する必要がある。
- ・ 近時、パッシブ投資の増加や協働エンゲージメントの広がり、企業と投資家の建設的な対話の重要性の高まりといった市場環境が変化している。共同保有者の範囲として株主としての議決権その他の権利に関する合意等がある場合に限って適用されることとされているため、協働エンゲージメントの局面に直ちに適用されるものではないと考えられるが、一方で上記合意に黙示の合意が含まれることとなる結果、機関投資家による協働エンゲージメントに萎縮効果をもたらしているとの指摘がある。

#### (みなし共同保有者の範囲について)

- ・ 現状では、株券等の保有者と親族関係、資本関係等の一定の関係がある場合には共同保有者とみなされることとされている。
- ・ しかしながら、近時の社会環境の変化等を踏まえると一定の関係がある場合であっても株券等の保有者と議決権等に関する方針が合致しない場合もあり、共同保有者としてみなすべき必要性が必ずしも高くない場面も存在している。

#### (重要提案行為等の範囲について)

- ・ 金融商品取引業者等が報告頻度の緩和された特例報告制度を利用するためには、その要件として、重要提案行為等を行うことを保有の目的としないことが必要とされている。
- ・ しかしながら、企業と投資家の建設的な対話の重要性の高まるなかで、重要提案行為等の範囲が不明確又は広範であり、企業と投資家との実効的な対話の促進のためには、更なる明確化又は限定が必要との指摘がされている。

## <必要となる規制緩和・廃止の内容>

### (1) 公開買付制度

#### (僅少な買付け等に関する適用除外について)

- ・ 既に議決権の30%超を所有している者が行う買付け等のうち、株券等の数が1年間で1%未満の場合であって、買付け等の後における所有割合が3分の2以上とならない等の要件を満たす場合には、公開買付けを不要とする。

#### (特別関係者について)

- ・ 近時の社会環境の変化等を踏まえて、親族及びグループ会社の役員を形式的特別関係者の範囲から除外する。

#### (金融商品取引業者等による顧客からの買付け等について)

- ・ 金融商品取引業者等が業務上行う株券等の買付け等のうち、対象会社の事業活動を実質的に支配するおそれがないものについて、公開買付けを不要とする。

#### (公開買付制度の柔軟化等について)

- ・ ①公開買付期間の延長について、当局の承認を得た場合には、現状の上限(当初の期間と合わせて60営業日)を超えて延長することを可能とすること、②公開買付者が、特定の大株主等から、一般株主より低い価格での売却することの同意を得た場合で、所定の要件を満たしているときは、当該大株主等からの買付け等について公開買付制度の適用除外とすること、③公開買付期間中に配当がなされた場合には配当相当額の公開買付価格の引下げを可能とすることとする。

### (2) 大量保有報告制度

#### (協働エンゲージメントに関する共同保有者の特例について)

- ・ 協働エンゲージメントの促進の観点から、大量保有報告制度上の共同保有者の範囲を明確化し、金融商品取引業者等が重要提案行為等を行うことを保有の目的とせず、議案を特定し、当該議案の賛否を定めた上で、共同して株主としての議決権の行使を株主総会ごとに合意する場合には、共同保有者に該当しないこととする。

#### (みなし共同保有者の範囲について)

- ・ 近時の社会環境の変化等を踏まえて、夫婦をみなし共同保有者の範囲から除外する。

#### (重要提案行為等の範囲について)

- ・ 企業と投資家との実効的な対話を促進する観点から、重要提案行為等の対象となる提案事項を限定する。

## 2 規制の妥当性(その他の手段との比較検証)

### 【新設・拡充】

#### <その他の規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

##### (1) 公開買付制度について

- ・ 60日間に10名以内から行う市場外取引で、既に議決権の50%超を所有している者が議決権の3分の2

までの範囲で買付け等を行う場合であって、株券等の数が著しく少ないときは、公開買付けを不要とすることも検討したが、代替案の場合、既に議決権の50%超を所有している者に限ってそのような適用除外を認めることは制度内での均衡が取れないこと、上記の僅少な買付け等に関する適用除外と効果が重複することから、採択しないこととした。

(2) 大量保有報告制度について

- ・ 全ての現金決済型デリバティブ取引を大量保有報告制度の適用対象とすることも検討したが、代替案の場合、現金決済型デリバティブ取引の多くは、経済的な利益の獲得を目的とし、議決権その他の株主権の移動を伴わないものであり、大量保有報告制度の趣旨に照らして過剰な規制となること、現金決済型デリバティブ取引に対する萎縮効果を招くおそれがあることから、採択しないこととした。

**<その他非規制手段の検討状況>**

- 非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した
  - 非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった
  - 非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した
  - 非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった
- (検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

(1) 公開買付制度について

- ・ 公開買付制度はこれまでも法令において規定されているものであり、これらは制度的に担保する必要があることから、法令による規制手段の採用が妥当である。

(2) 大量保有報告制度について

- ・ 大量保有報告制度はこれまでも法令において規定されているものであり、これらは制度的に担保する必要があることから、法令による規制手段の採用が妥当である。

**3 効果（課題の解消・予防）の把握**

**【新設・拡充】**

(1) 公開買付制度について

- ・ 令和5年度の公開買付届出書（その訂正届出書を含む。）の提出件数は157件であるが、本改正を通じて会社支配権等に影響を及ぼすような証券取引について対象とすることにより、市場の透明性・公正性を更に高め、これらの証券取引に関する情報開示と株主の平等取扱いの確保に資すると考えられるとともに、取引類型毎の均衡が図られる。

(2) 大量保有報告制度について

- ・ 令和5年度の大量保有報告書（変更報告書を含む。）の提出件数は12,328件であるが、現金決済型エクイティ・デリバティブに係る権利を有する者が、当該デリバティブ取引に係るポジションを利用して発行者の経営に影響力を及ぼす場合も対象とすることにより、その情報が投資者に迅速に提供され、市場の透明性・公正性を更に高め、投資者保護が図られることで、市場の健全な発展が期待される。

**【緩和・廃止】**

(1) 公開買付制度について

(僅少な買付け等に関する適用除外について)

- ・ 僅少な買付け等に関する適用除外が設けられることにより、買付け等をする株券等の数が少数な場合にお

いて、公開買付けを実施することが不要となり、株券等の買付者の負担が軽減され、我が国資本市場の活性化に資する。

(特別関係者について)

- ・ 形式的特別関係者の範囲を限定することにより、従来は公開買付けが必要となる買付け等の一部について公開買付けの実施が不要となり、株券等の買付者の負担が軽減されるとともに、特別関係者の保有分を把握していないこと等により意図せず公開買付制度に違反することとなるリスクが低減し、安心して証券取引を行うことができるようになり、我が国資本市場の活性化に資する。

(金融商品取引業者等による顧客からの買付け等について)

- ・ 金融商品取引業者等が業務に関して行う株券等の買付け等のうち、対象会社の事業活動を実質的に支配するおそれがないものについて、公開買付けを不要とすることにより、顧客との取引が円滑化し、顧客に対する流動性の供給が一層確保され、顧客の利便の向上が図られる。

(公開買付制度の柔軟化等について)

- ・ 公開買付制度を柔軟化することにより、一定の場合には公開買付けの実施が不要となる等の便益が発生し、公開買付制度を遵守するための費用の減少が見込まれ、これにより我が国におけるM&Aの活性化に資する。

(2) 大量保有報告制度について

(協働エンゲージメントに関する共同保有者の特例について)

- ・ 協働エンゲージメントを行う場合において共同保有者に該当しない場合が明確化されることにより、投資先企業に対する協働エンゲージメントが促進される。これにより、こうしたエンゲージメントを通じた機関投資家による投資先企業の価値向上及び、市場の透明性・公正性を高め、投資者保護に資することにより、我が国資本市場の活性化につながる。

(みなし共同保有者の範囲について)

- ・ みなし共同保有者の範囲を限定することにより、株券等の保有者と議決権等に関する方針が合致しない者が共同保有者として開示されることがなくなり、投資者において、より実態を反映した情報に基づいて適切な投資判断に資する。

(重要提案行為等の範囲について)

- ・ 重要提案行為等の対象となる提案事項を限定することにより、投資先企業に対するエンゲージメントがより実効的なものとなり、こうしたエンゲージメントを通じた機関投資家による投資先企業の価値向上及び、市場の透明性・公正性を高め、投資者保護に資することにより、我が国資本市場の活性化につながる。

## 4 負担の把握

### 【新設・拡充】

#### <遵守費用>

(1) 公開買付制度について

- ・ 公開買付を1件実施した場合の費用は、買付額の規模や主幹事の証券会社等からの手数料設定など様々な要因によって異なるため、想定コストを定量的に算出されることは困難であるが、公開買付制度の適用除外

となる取引が削減されることにより、当該取引について上場株券等の買付者において公開買付けが義務付けられることから、これに対応するための費用（公開買付けの実施に伴う法定開示書類の作成等）が発生する。

(2) 大量保有報告制度について

- ・ 一定の要件を満たす現金決済型のエクイティ・デリバティブ取引が大量保有報告書の提出義務の対象とされることにより、大量保有報告書の提出者において、これに対応するための費用（大量保有報告書の作成等）が発生する。

**<行政費用>**

(1) 公開買付制度について

- ・ 国において、公開買付けの実施に伴う法定開示書類の受理手続に伴う費用が発生するほか、公開買付制度には行政処分や刑事罰が規定されているため、国において、当該公開買付けに係る調査等の費用が発生する。

(2) 大量保有報告制度について

- ・ 国において、大量保有報告書の受理手続に伴う費用が発生する。また、大量保有報告書の提出義務の対象追加に伴って、行政サービスの整備のための費用（EDINETで開示している書類のフォーマット変更のための整備費用）が発生する。

**<その他の負担>**

- ・ —

---

**【緩和・廃止】**

**<規制緩和・廃止により顕在化する負担>**

(1) 公開買付制度について

(僅少な買付け等に関する適用除外について)

- ・ 公開買付制度は、会社支配権等に影響を及ぼすような証券取引の「透明性・公正性」を確保する観点から、これらの証券取引に関する情報開示と株主の平等取扱いを求めるものである。他方、買付け等をする株券等の数が少数であれば、会社支配権等に及ぼす影響は限定的であると評価できることから、緩和により顕在化する負担はないものと考えている。

(特別関係者について)

- ・ 形式的特別関係者から行う買付け等については、公開買付けを実施が不要とされているところ、親族等を形式的特別関係者の範囲から除外することにより、これらの者から行う買付け等については原則として公開買付制度の対象となり、一定の場合には公開買付けが必要となることから、これに対応するための費用（公開買付けの実施に伴う法定開示書類の作成等）が発生する。

なお、親族等から行う買付け等については、関連府令において公開買付制度の適用除外とすることにより、形式的特別関係者の範囲の限定による影響を低減している。

(金融商品取引業者等による顧客からの買付け等について)

- ・ 公開買付制度は、会社支配権等に影響を及ぼすような証券取引の「透明性・公正性」を確保する観点から、これらの証券取引に関する情報開示と株主の平等取扱いを求めるものである。他方、買付け等をする株券等の数が少数の場合には、対象会社の事業活動を実質的に支配するおそれがないものであれば、会社支配権等に影響を及ぼすものでないことから、緩和により顕在化する負担はないものと考えている。

(公開買付制度の柔軟化等について)

- ・ 公開買付期間の延長について、当局の承認を得た場合には、現状の上限（当初の期間と合わせて 60 営業日）を超えて延長することを可能とすることとするが、当該承認を得るための費用（承認申請書の作成等）が発生する。また、公開買付期間が長期に及ぶことで投資者の地位が不安定になるおそれがあるが、承認による延長期間を原則として当初の期間と合わせて概ね最長 120 営業日とする運用とすることで、かかるリスクを低減する。

(2) 大量保有報告制度について

(協働エンゲージメントに関する共同保有者の特例について)

- ・ 共同して株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者が共同保有者として、その保有分も合算して開示が求められている主たる趣旨は、それにより保有者の「経営に対する影響力」が増幅するため、当該情報を投資者に提供するためのものである。他方、共同して重要提案行為等を行う目的がなく、かつ総会ごとの合意で議案を特定し賛否を定めてするものであれば、当該合意によって「経営に対する影響力」が増幅するとはいえないため、緩和により顕在化する負担はないものと考えている。

(重要提案行為等の範囲について)

- ・ —

## <行政費用>

(1) 公開買付制度について

(僅少な買付け等に関する適用除外について)

- ・ —

(金融商品取引業者等による顧客からの買付け等について)

- ・ —

(特別関係者について)

- ・ 形式的特別関係者から行う買付け等については、公開買付けを実施が不要とされているところ、親族等を形式的特別関係者の範囲から除外することにより、これらの者から行う買付け等については原則として公開買付け制度の対象となり、国において、公開買付けの実施に伴う法定開示書類の受理手続に伴う費用が発生するほか、公開買付け制度には行政処分や刑事罰が規定されているため、国において、当該公開買付けに係る調査等の費用が発生する。

なお、親族等から行う買付け等については、関連府令において公開買付け制度の適用除外とすることにより、形式的特別関係者の範囲の限定による影響を低減している。

(公開買付制度の柔軟化等について)

- ・ 公開買付期間の延長について、当局の承認を得た場合には、現状の上限（当初の期間と合わせて 60 営業日）を超えて延長することを可能とすることとするため、当該承認のための審査に係る費用が発生する。

(2) 大量保有報告制度について

- ・ —

(重要提案行為等の範囲について)

- ・ —

#### <その他の負担>

- ・ —

## 5 利害関係者からの意見聴取

### 【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考としている
- その他

(具体の理由： )

### <主な意見内容と今後調整を要する論点>

(1) 公開買付制度について

- ・ 会社支配権に重大な影響を及ぼすような証券取引の透明性・公正性を確保する観点から、市場内取引（立会内）についても3分の1ルール適用対象とすべきだが、僅少なものも含めあらゆる買付けについて公開買付けの実施を義務付けると、制度の目的に照らして過剰な規制となってしまうように、会社支配権への影響も考慮しつつ、制度の目的に照らして過剰な規制とならないようにすべき。
- ・ 規制の趣旨に照らして、顧客の流動性を確保する目的で金融商品取引業者等が顧客から自己勘定で行う買付け等のうち、特に単元未満株式の買付け等や、機関投資家等の顧客からの買付け等であって、その後直ちに売却することを予定しているもの下記については、公開買付制度の適用対象とならないことを明確化すべき。
- ・ 規制の柔軟化に向け、当局において引き続き体制の強化に努めていくことを前提に、まずは公開買付制度における各規制について、個別事案ごとに当局の承認を得ること等によって、規制が免除される制度を設けるべき。
- ・ 特定の大株主等から、一般株主より低い価格での応募同意を得た場合であっても、1つの公開買付けの中で公開買付価格を区分することができず、2回にわたって公開買付けを実施しなければならないという課題について、1つの公開買付けの中でこれらの取引を実施することができるよう制度を整備すべき。
- ・ 公開買付期間中に対象会社が配当を実施した場合であっても、公開買付価格を引き下げることが許容されていないという課題について、そのような場合には公開買付価格の引下げを可能とすべき。

(2) 大量保有報告制度について

- ・ 現金決済型のエクイティ・デリバティブ取引であっても、現物決済型のエクイティ・デリバティブ取引に変更することを前提としている事例や、そのようなポジションを有することをもって発行会社にエンゲージメントを行う事例なども存在し、これらの事例については大量保有報告制度に基づく情報開示を求めるべき。
- ・ 機関投資家による協働エンゲージメントに関して、共同して重要提案行為等を行うことを合意の目的とせ

ず、かつ継続的でない議決権行使に関する合意をしているような場合については、共同保有者概念から除外することが適当。

- ・ 企業支配権等に直接関係する行為を目的とする場合については、広く重要提案行為に該当する規律としつつ、企業支配権等に直接関係しない提案行為を目的とする場合については、当該提案行為の態様について着目し、その採否を発行会社の経営陣に委ねないような態様による提案行為を行うことを目的とする場合に限り、重要提案行為に該当する規律とすることが適当。

#### <関連する会合の名称、開催日>

- ① 金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」(第1回)(令和5年6月5日)
- ② 金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」(第2回)(令和5年7月31日)
- ③ 金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」(第3回)(令和5年9月8日)
- ④ 金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」(第4回)(令和5年10月2日)
- ⑤ 金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」(第5回)(令和5年11月1日)
- ⑥ 金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」(第6回)(令和5年12月19日)

#### <関連する会合の議事録の公表>

- ① [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tob\\_wg/gijiroku/20230605.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tob_wg/gijiroku/20230605.html)
- ② [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tob\\_wg/gijiroku/20230731.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tob_wg/gijiroku/20230731.html)
- ③ [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tob\\_wg/gijiroku/20230908.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tob_wg/gijiroku/20230908.html)
- ④ [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tob\\_wg/gijiroku/20231002.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tob_wg/gijiroku/20231002.html)
- ⑤ [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tob\\_wg/gijiroku/20231101.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tob_wg/gijiroku/20231101.html)
- ⑥ [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tob\\_wg/gijiroku/20231219.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tob_wg/gijiroku/20231219.html)

## 6 事後評価の実施時期

### 【新設・拡充、緩和・廃止】

- ・ 本規制については、施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。
- ・ 本件見直しにより拡充された規制に係る対応状況等について、総合的に判断して、費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握していく